

「芳ヶ平湿原周辺フォトコンテスト」2013 最優秀作品「朝もやの湿原」(撮影 平松啓一郎)

芳ヶ平湿原周辺の ラムサール条約登録を 実現する会

__ 目 的 ____

平成25年3月24日(日)、中之条町と草津町の関 係者が一堂に会し、「芳ヶ平湿原周辺のラムサール条 約登録を実現する会」発会式が行われました。

実現する会では、湿原周辺の生態系を維持しつつ、 そこから得られる恵みを持続的に活用することで地域 の活性化に結び付け、その資産を未来へ引き継いでい くことを目的に、ラムサール条約登録を目指します。

今後の活動は、芳ヶ平湿原周辺の自然を守るため、 科学的な調査を始めるとともに、素晴しさを広く人々 に伝えるため、広報・啓蒙活動を行っていきます。

主な活動内容

平成 25 年度

- ・銀座 ぐんまちゃん家 (ぐんま総合情報センター) 推進資料展示(4月~9月)
- 芳ヶ平湿原周辺自然環境調査事業の実施 上記調査に伴う調査委員会の開催「4回」
- ・芳ヶ平湿原周辺自然観察会の開催(7月~9月)
- ・芳ヶ平湿原周辺フォトコンテストの実施
- ・自然観察指導員講習会の開催(日本自然保護協会共催事業 9月)
- ・芳ヶ平湿原周辺資料の常設展示会場の開設(六合支所 10月)
- ・同上 記念講演(日本自然保護協会理事長 亀山章氏)
- ・講演会(環境省自然環境局野生生物課長 中島慶二氏 11 月)

平成 26 年度

- ・ラムサール条約湿地情報票等作成支援業務の実施
- ・芳ヶ平湿原周辺自然観察会の開催(7月~10月)
- ・自然観察指導員会の開催(日本自然保護協会共催事業 8月)
- ・銀座 ぐんまちゃん家 (ぐんま総合情報センター) 芳ヶ平湿原周辺フォトコンテスト入賞作品展示(9月)
- ・登録に向けた名称を「芳ヶ平湿地群 (Yoshigadaira Wetlands)」 とし、ロビー活動及び広報・啓蒙活動の継続

「芳ヶ平湿原周辺のラムサール条約 登録を実現する会」事務局

□ 中之条町役場 企画政策課 ラムサール条約推進室 ₹377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 1091 番地

電話:0279-75-8837(直通) FAX:0279-75-6562(代表)

□ 草津町役場 企画創造課

₹377-1792

群馬県吾妻郡草津町大字草津 28 番地

電話:0279-88-0001(代表)

FAX: 0279-88-0002(代表)

群馬県北西部に位置する芳ヶ平湿地群

は、中之条町と草津町に広がる草津白根

山 (標高 2,160m) の火山活動に大きく影

芳ヶ平湿原

湿原には池塘(ちとう)と呼

ばれる池が点在し、その周囲に

はワタスゲの群生が見られます。

春の新緑、夏のワタスゲ、秋の

紅葉、どれも魅力的です。

に分布する、湿地 、池沼群です。アクセスは県天然記念物

チャツボミゴケからの上りルートと、草津白根山または長野県境の

渋峠からの下りルートがあります。いずれのルートも登山口駐車場まで、

中之条町の中心部(役場のある大字中之条町)から車で約1時間30分です。また

響を受けた標高約 1,200m から約 2,150m

芳ヶ平湿原から歩くこと50 分、大沢川を渡るとすぐに目の 前に広がる湿原です。一見草原 のようですが、春にミズバショ ウも見られます。



長野県

高山村

群馬県の市町村

草津町からは約30分です。

草津白根山湯釜

直径約 300m、水深約 30m、 水温約 18℃の火口湖です。pH が 1.0 前後と、世界でも有数の酸性 度が高い湖と言われています。 湖水は神秘的な白濁青緑色です。

大 池

平兵衛池からつづら折りの山道 を下っていくと、急に視界が開け 広がるのが大池です。最大の池で、 その広々した湖面に山の稜線と白 雲を映す姿は詩情をそそります。



上信越高原国立公園 芳ヶ平湿原周辺散策マップ

> ラムサール条約登録を 日指す範囲 ラムサール条約登録を

目指す湿原、沼沢地

遊歩道(時間は休憩を含まない歩行時間)

群馬県

中之条町

アデトュッテ・キャンフ場

群馬県

草津町

うっそうとした森の中にひっそ りとたたずむ水池。黒く光る水面 は他の池とは違った神秘的な趣。 もう少し下れば、チャツボミゴケ の群生地にたどり着きます。

チャツボミゴケ公園

俗称「穴地獄」に自生している のが「チャツボミゴケ」です。酸 性の水の流れる所に生育します。 広範に自生しているのは全国で も珍しく、本州では中之条町の チャツボミゴケ公園だけです。



平兵衛池

大平湿原から40分のところに ある平兵衛池。透明な湖面は周り の緑を写し美しい。龍神伝説も伝 わるその姿は神秘的です。

ラムサール条約登録湿地を目指して



芳ケ平湿地群 Yoshigadaira Wetlands

- ・芳ヶ平(よしがだいら)湿原
- ・大平(おおだいら)湿原
- ・平兵衛池(へいべえいけ)
- ・大池 (おおいけ) ・水池 (みずいけ)
- ・チャツボミゴケ公園穴地獄(あなじごく)
- 草津白根山湯釜(ゆがま)



芳ヶ平湿原周辺の ラムサール条約登録を 実現する会

群馬県 中之条町・草津町

「芳ケ平湿地群」

Yoshigadaira Wetlands

成25年度に自然環境調査を実施しまを、ラムサール条約登録に向け、平町に広がる芳ヶ平湿原及びその周辺群馬県の北西部、中之条町と草津 調査結果からは

保護連合)モリアオ滅危惧種としては、 ◎生息生育 する絶滅危惧種・ (IUCN: ールや環境省 N: 国際自然 心惧種・準絶

メミズ ウウオ ハニラ・ ミヤマ ミサ モンキチョウ浅間山系 オ ゴ ガエ 力 ク ワ 口 ・モズク サンショ

> なじごく))・草津白根山湯釜(ゆがま))いけ)・チャツボミゴケ公園(穴地獄(あいけ)・水池(みずおだいら)湿原・平兵衛池(へいべえ としラムサ しました。 ル条約登録の名称と

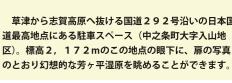
します。 がる、チャン また、

側に降った雨や雪は吾妻川から利根川に流入し、大分かつ分水界を指します。この地点を境に、中之冬

)ます。この地点を境に、中之雨水が太平洋側と日本海側と

より設置されました。地点に中央分水嶺(高さ2mの石柱)が中之条町に之条町大字入山地区・山田峠)、標高2,050mの草津から志賀高原へ抜ける国道292号沿いの(中草津から志賀高原へ抜ける国道292号沿いの(中





草津から志賀高原へ抜ける国道292号沿いの日本国

この一帯は群馬、新潟、長野の三県にまたがる上信越高原国立公園に指定おれており、ワタスゲをはじめ様々な高山植物や、特別天然記念物であるニホンカモシカなど貴重な動植物が生息しています。 国道292号沿いの草津白根レストハウスから徒歩で1時間。荒涼とした白根山の湯釜周辺の風景から突然穏やかで優しい風景が広がります。そこが芳ヶ平湿原です。 程原にある芳ヶ平湿原です。 温原にある芳ヶ平湿原です。 国道292号沿いの草津白根レス 国道292号沿いの草津白根レス ス 2 コか 9 - のら - 、チャツボミゴケ公園が存在るチャツボミゴケの大群落が、群馬県指定文化財天然記念

いら)湿原・大平 ル条約登録湿地を目指し

(穴地獄)までの範囲を「芳ヶ平湿地群」

亜種が確認されています。

標高 2,

6

mの草津白根山から

2

0

mのチャツボミゴケ公園

恵み **大自然が育む** の湿 原

芳ケ平湿地群

Yoshigadaira Wetlands

幻

想的

別

ようこそ 渡り蝶としても知られ、昨年マーキングした蝶が(六合地区・花楽の里)、 2,000Km 以上離れた沖縄県八重山郡 与那国町で捕獲されまし ・マーキング ID : NKR ・捕獲日 : 2013 : NKR 239 カラク 9/28 : 2013/11/27 • 移動日数 60 日



【モリアオガエル】 日本固有種であり、高標高地における 希少種の生息地であると確認されました。

的とねら ル条約とは?

そラム

自サ

する条約」が採択されました。この条生息地として国際的に重要な湿地に関めの国際会議」において「特に水鳥の開催された「湿地及び水鳥の保全のた 開催地にちなんで一般に いて「特に水鳥の公水鳥の保全のた 「ラ

約が、 現在、 ル条約」と呼ばれています。 条約締結 65か か所、国、川 世界

> 月現在)。 所が登録されています 県内では尾瀬と渡良瀬遊水地の2か $\widehat{2}$ 0

流・学習」を通して広めていくことも恵みを「賢明な利用」として活用し、「交はもちろんですが、そこから得られる貴重な生態系を「保全・再生」するの 重視されて 利用」「交流・学習」と言われて その目的は、 います。 「保全・ 再生」 「賢明な ます

もり、 湿原ですが、 国内 貴重な自然が大切に守られるととがですが、ラムサール条約登録によいの登録地第1号は北海道の釧路

3 年

ています。 多くの ることで、 人が訪り そこに

れる観光地とな

魅

され

った

その価値を認め、訪れる場所にブランド化により、多くの人が然環境に配慮した観光や地域の なってブラ 芳ヶ平 てほれ 湿地群にお し願ってい る場所にんや地域の て ます 自

南米ウルグアイ、 催されるCOP12 エステ) 本会では、 において登録され O P 12 平 成 27 プンタ・デル (締約国会議 年 るこ 開

ラムサール条約湿地とは?

日本を含めたラムサール条約の締結国は、自 国の湿地を条約で定められた国際的な基準 (9) つの基準)に沿って、条約事務局が管理する「国 際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載します

これが「ラムサール登録湿地」です。 なお、日本では登録の条件を、①国際的に重 要な湿地であること(国際的な基準のいずれか に該当すること)、②国の法律(自然公園法、鳥 獣保護法など)により将来にわたって自然環境 の保全が図られること、③地元住民などから登 録への賛意が得られること、としています。